

平成18年度労働協約締結申し入れに対する回答

要 求 項 目	回 答
<p>1 賃金要求について 組合員の生活水準を維持し、将来に対する不安のない賃金水準を確保すること。</p>	<p>国や民間における同一又は類似職種の給与の状況等を考慮した見直しを平成17年9月1日に実施したところであり、今後も同様の考え方で給与水準を決定していきたい。</p>
<p>2 賃金基準の改善 ①適用給料表については、現行の行(1)1～5級を現業職給料表に組み替えること。</p>	<p>①について 平成18年4月1日から施行される予定の改定後の行政職給料表1級から3級に相当する給料表を適用したい。</p>
<p>②現業職の級別職務分類表（昇格基準）については、全現業職場を対象に職長等のポスト職を設置すること。また、平成18年度以降も昇格基準について労使協議を行うこと。</p>	<p>②について 現場責任者として、一定程度の人数の現業職員のみとまりを指揮監督する職としての「職長」の設置については、組合の意見も聞きながら行政運営上必要なものの設置を検討していきたい。また、昇格基準については、必要に応じて引き続き検討を行いたい。</p>
<p>③現業職給与制度移行に伴う経過措置については、行政職等の主任・主査制度廃止の経過措置との均衡を図り、平成19年度末まで現給保障を講ずること。</p>	<p>③について 現行の現業給与規則のとおり取り扱いたい。</p>
<p>④給与構造改革に伴う給与制度の見直しについては、給与条例適用者との均衡を図ること。</p>	<p>④について 給与制度及び運用の点検及び見直しについては、給与条例適用者との均衡を考慮して対応したい。</p>
<p>3 諸手当の改善 ①扶養手当 ・額を上げること ・扶養手当受給者の認定にあたっては、「世帯主」「主たる生計の維持者」等を改め、申請した者とする。</p>	<p>①について、 現行どおり取り扱いたい。なお、国や他県及び民間の状況、本県の他の給料表適用職員との均衡等を踏まえて対応していきたい。 他の者と共同して同一人を扶養する場合における職員が主たる扶養者であることの要件については、現行どおり取り扱いたい。なお、「世帯主」は要件ではない。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>②通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・額を上げること</li> <li>・自家用車通勤者の駐車に必要な経費を支給すること。</li> </ul>	<p>②について</p> <p>現行どおり取り扱いたい。なお、国や他県及び民間の状況、本県の他の給料表適用職員との均衡等を踏まえて対応していきたい。</p> <p>なお、自動車等と交通機関の併用（いわゆるパークアンドライド）による通勤の場合について、平成18年度から支給対象とする予定である。</p>
<p>③住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅住居者の支給額を上げるとともに新築等の要件を撤廃すること。</li> <li>・自宅住居に関する住宅手当の支給要件について、「世帯主」「主たる生計の維持者」等を改め、申請した者とする事と。</li> </ul>	<p>③について</p> <p>現行どおり取り扱いたい。なお、国や他県及び民間の状況、本県の他の給料表適用職員との均衡等を踏まえて対応していきたい。</p>
<p>④特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当の見直しに関わる交渉経過を尊重し、引き続き業務の検証を行い必要に応じて特殊勤務手当の新設等を行うこと。</li> </ul>	<p>④について</p> <p>引き続き各職場の業務の実態を調査、分析等を行い、必要な見直し、検討を行っていく。</p>
<p>4 賃金等で雇用する組合員の給与を次のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金で雇用する組合員の給与については、組合員との均衡を考慮し、改善を図ること。</li> </ul>	<p>現行どおり取り扱いたい。なお、今後、他県の状況等も踏まえながら課題等を検討してみたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金職員の通勤手当の完全実費支給、住居手当の支給を行うこと。</li> </ul>	<p>通勤手当については、遠距離通勤とならないように配置所属について考慮を行うとともに、引き続き、課題等を検討してみたい。</p> <p>なお、住居手当については、現行どおり取り扱いたい。</p>